

神奈川県透析危機対策協議会（Kanagawa-DC）会則

（総則・名称）

第1条

本会は「神奈川県透析危機対策協議会（Kanagawa-DC）」と称する。

（設立年月日）

第2条

本会の設立年月日は令和3年6月17日とする。

（所在地）

第3条

本会を社会医療法人財団石心会川崎クリニック（神奈川県川崎市川崎区日進町7-1 川崎日進町ビルディング）に置く。

（目的）

第4条

本会は、自然災害だけではなく、新型感染症などあらゆる要因から神奈川県内の透析医療を継続できない状態を「危機」と捉え、医療提供体制の円滑化を主な目的として活動する。

（事業）

第5条

本会は第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1） 危機対策会議
- （2） 危機対策訓練
- （3） その他本会発展のために必要な事業

（構成・会員）

第6条

本会は本会の主旨に賛同する医師、コメディカルおよびその他の者をもって構成する。

（役員）

第7条

- （1） 会長を1名、副会長を複数名選出する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- （2） 本部事務局を関東労災病院総務課内に置き、本部局長（会計を兼務）を選出する。

- (3) 会計監査を1名選出する。
- (4) 神奈川県を5ブロックに分け医師・コメディカルの中からコアメンバーを選出する。新規のコアメンバーについては現コアメンバーにて協議の後に決定する。

(運営)

第8条

本会の運営は、会長・副会長・事務局・神奈川県各ブロックコアメンバーで構成するコアメンバー会議で検討事項を協議し、全体会議で決定する。各会議は必要に応じて会長が召集し、その議長となり会務を総理する。

(ブロック体制・エリア体制)

第9条

運営体制として神奈川県内を5ブロックに分け、各ブロックにブロック長を置き運営を委任する。その下部に12のエリアを設置し各エリア長を置き運営を委任する。ブロック長・エリア長は医師とし会長・副会長を除くコアメンバーより選出する。

(専門部会)

第10条

本会には専門部会を置く。各部会に部会長・部会長補佐を置き運営を委任する。部会長・部会長補佐の職種は問わないが必ず会長・副会長を除くコアメンバーより選出する。会長・副会長を除くコアメンバーは必ずいずれかの部会に参加する。部会長・部会長補佐の職種は問わないが各ブロック、病院・クリニックより満遍なく選出する。各施設はいずれかの部会に1名以上、メンバーとして参加させる。

(議事)

第11条

総会・コアメンバー会議においてメンバーの3分の2以上が出席しなければ議事を行うことができない。ただし、当該議事につきあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

(会計・会費)

第12条

本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。経費は会費・その他の収入を以て当てる。予算および決算は年に一度収支報告の議を経て承認を受ける。年会費を参加医療機関より一律 10,000 円を徴収するが、必要に応じて会議で検討ののち増額・減額することができる。

年会費は、会計年度の開始月に納入するものとする。

(本部事務局・連絡先)

第 13 条

本部事務局は会長のもとに行事の開催、会費の管理など各行事の運営に必要な諸事務を行う。全ての会議・部会について事務職員等を派遣、議事録を作成する。本会の本部事務局は下記に置く。

本部事務局及び本部事務局長

関東労災病院総務課内 (本部事務局長：腎臓内科副部長 矢尾 淳)

〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町 1-1

電話 044 (411) 3131

info@kanagawa-dc.jp

附則 (施行細則)

- (1) 本会則は令和 3 年 6 月 17 日から施行する。
- (2) 本会則はコアメンバーの協議によって変更することができる。

2022 年 3 月 31 日 改訂